

海外留学支援制度の
給付を受ける皆さんへ

日本学生支援機構

令和4年度 第一種奨学金（海外協定派遣対象）奨学 生の募集について

日本学生支援機構が実施する「海外留学支援制度（海外協定派遣対象）」による給付を受けてもなお、留学資金が不足する方は、第一種奨学金（無利子貸与）と併用

【申込資格】

令和4年度海外留学支援制度（協定派遣）の給付を受ける者のうち、3ヶ月以上1年以内の期間で短期留学する者

【貸与期間】

海外留学支援制度（協定派遣）の支給開始月から支給終了月まで

【貸与月額】

国内の第一種奨学金と同じ

申請希望者は、キャリア・奨学支援課奨学金係（電話092-802-5931）に連絡してください。申請書類を各所属の奨学金担当窓口を通じてお渡しします。

申請期限		初回交付月
第1回	令和4年4月15日(金)	令和4年6月
第2回以降	毎月末日（留学開始月の3ヶ月以内）	申請の3ヶ月後

●問い合わせ先：キャリア・奨学支援課奨学金係
TEL 092-802-5931・5933

令和5年3月31日まで掲示